

第558回 広島地方最低賃金審議会 資料目次

資料 No. 1	令和6年11月28日広島県特定(産業別)最低賃金官報公示(4業種)	P. 1
資料 No. 2	特定(産業別)最低賃金専門部会における審議状況及び結果	P. 2
資料 No. 3	各第4回特定最低賃金専門部会議事要旨	
3 -1	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 3
3 -2	広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金	P. 4
3 -3	広島県自動車小売業最低賃金	P. 5
資料 No. 4	各特定最低賃金専門部会長報告(写)	
4 -1	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金	P. 7
4 -2	広島県船舶製造・修理業, 船用機関製造業最低賃金	P. 9
4 -3	広島県自動車小売業最低賃金	P. 11

群馬労働局長 上野 康博

第2号中「補助的経済活動」を「補助的経済活動」に改める。

第4号中「1時間1,006円」を「1時間1,056円」に改める。

第4号中「1時間1,064円」を「1時間1,114円」

広島労働局最低賃金公示第5号
最低賃金法（昭和34年法律第137号）第15条第2項の規定に基づき、広島県自動車・同附属品製造業最低賃金（平成20年広島労働局最低賃金公示第6号）の一部を次のように改正する決定をしたので、同法第19条第1項の規定により公示する。

この決定は、令和6年12月31日から効力を生ずる。

令和7年測量士試験及び測量士補試験の施行

令和6年11月28日

国土交通大臣 中野 洋昌

1 試験日時及び試験地

(1) 試験日時

了 測量士試験 令和7年5月18日(日) 午前10時から午後4時まで(午後0時30分から午後1時30分まで休憩)。

イ 測量士補試験 令和7年5月18日（日）
午後1時30分から午後4時30分まで。

(2) 試験地 北海道、宮城県、秋田県、東京都、新潟県、富山県、愛知県、大阪府、島根県、

広島県、香川県、福岡県、鹿児島県、沖縄県
 なお、会場確保の都合上、やむを得ず近隣
 府県に試験会場を変更又は追加する場合があ
 る。

2 受験手続

(1) 受驗願書受付場所 国土地理院総務部総務

(2) 受験願書受付期間及びび時間

ア 受付期間 令和7年1月6日(月)から
同年1月30日(木)まで(行政機関の休日
に関する法律(昭和63年法律第91号)第1
条第1項に定める行政機関の休日には、事
務を行わない)。

令和6年度特定（産業別）最低賃金専門部会における審議状況及び結果

特定最賃名 前年度最賃額 引上げ額 引上げ率		開催日	出席委員 (人)	引上げ額 最低賃金額 引上げ率
1	広島県製鉄業、鋼材、鋳鉄铸件、可鍛铸件製造業その他の鉄鋼業最低賃金 1064円 +40円 3.90%	① 9月27日	7	+50円
		② 10月17日	7	1,114円
		③ 10月24日	8	4.70%
2	広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金 1,002円 +33円 3.40%	① 10月1日	8	+50円
		② 10月4日	6	1,052円
		③ 10月29日	8	4.99%
		④ 12月17日	9	
3	広島県はん用機械器具、生産用機械器具、業務用機械器具製造業最低賃金 1,020円 +36円 3.70%	① 10月8日	8	+50円
		② 10月16日	8	1,070円
		③ 10月28日	8	4.90%
4	広島県電子部品、デバイス・電子回路、電気機械器具、情報通信機械器具製造業最低賃金 995円 +42円 4.40%	① 9月30日	8	+50円
		② 10月15日	7	1,045円
		③ 10月23日	8	5.03%
5	広島県自動車・同附属品製造業最低賃金 998円 +34円 3.50%	① 9月27日	7	+50円
		② 10月18日	9	1,048円
		③ 10月21日	9	5.01%
6	広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業最低賃金 1,030円 +31円 3.10%	① 9月27日	8	+50円
		② 10月1日	8	1,080円
		③ 10月22日	9	4.85%
		④ 11月5日	8	
7	広島県自動車小売業最低賃金 993円 +35円 3.70%	① 10月3日	8	+45円
		② 10月8日	8	1,038円
		③ 10月10日	8	4.53%
		④ 11月22日	8	

広島地方最低賃金審議会
第4回 広島県建設用・建築用金属製品、
その他の金属製品製造業最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年12月17日（火）8時51分～10時00分		
開始場所	広島合同庁舎2号館6階7号会議室		
出席状況	公益を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	労働者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
	使用者を代表する委員	出席 3 人	定数 3 人
主要議題	1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県金属製品等製造業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員それぞれに対して最低賃金の改正金額の提示を求めた。 労働者代表委員は、「県内他産業で50円の引上げが行われている状況があり、本来は52円必要であるが、4回目の審議を12月に行うという異例の状況も考慮し50円の提示をしたい。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「42円で十分だと思っているが、4回目の審議ということもあり、48円を提示したい。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額1,002円を50円引き上げて1,052円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。 12月23日に開催予定の第558回本審で部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定。 第558回本審 12月23日（月）午後2時～ （異議申出があった場合） 第559回本審 1月8日（水）			

広島地方最低賃金審議会
第4回 広島県船舶製造・修理業、船用機関製造業
最低賃金専門部会議事要旨

開催日時	令和6年11月5日（火）8時53分～11時14分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階5号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金（以下「広島県船舶等製造業」という。）の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員と使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「歩み寄りたい気持ちはあるが、近隣県と生じている金額差及び今年度の近隣県の結審状況を踏まえ、提示額は前回提示した53円のままとする。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「前回提示の25円のままでもよいと思うが、4回目の審議ということもあり、39円を提示する。この業界は他と違い1～2年回復が遅い状況でなかなか厳しいが、修繕関係の持ち直しを踏まえた。1,069円であれば、広島県の最低賃金額に対し十分な優位性が保たれると思う。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が労働者代表委員及び使用者代表委員と個別に協議を重ねたものの、合意には至らなかったが、公益案を示すことの下承が得られたことから、公益代表委員より、現行の特定最低賃金額1,030円を50円引上げて1,080円とする公益案が提示され、採決の結果、使用者代表委員全員の反対で公益案どおりの結審となった。 次回開催予定の広島地方最低賃金審議会にて部会長報告を行うことが了承された。			
2 その他 今後の審議会の開催予定 第559回（第558回が不開催の場合、第558回）広島地方最低賃金審議会 日時及び会場を調整のうえ開催			

広島地方最低賃金審議会
第4回 広島県自動車小売業
最低賃金専門部会
議事要旨

開催日時	令和6年11月22日（金）8時53分～10時25分		
開始場所	広島合同庁舎2号館7階5号会議室		
出席状況	公益を代表する委員 労働者を代表する委員 使用者を代表する委員	出席 2 人 出席 3 人 出席 3 人	定数 3 人 定数 3 人 定数 3 人
主要議題	1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 2 その他		
議 事 要 旨			
1 広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について 事務局から前回の専門部会の審議経過と、現時点での他府県の結審状況及び県内他業種の結審状況について説明を行ったのち、部会長は労働者代表委員及び使用者代表委員に、最低賃金の改正について金額提示を求めた。 労働者代表委員は、「本日の専門部会での全会一致にこだわりたい。取り巻く環境については、前回の部会から大きな変化はないが、衆議院選挙を通じて手取りを増やす政策が国民の支持を得ており、賃金額に対する労働者の関心が高まっているものとする。労働組合の有無に関わらず同等の賃金水準を確保していくことが自動車小売業全体の魅力向上に繋がり、人材確保においても、数字で表すことで、他府県に流れない、広島県内の他産業へ流れないことを目標とする。広島県は20歳台の新卒者、30歳台前半の転職者の人口流出が著しく、自動車小売業では整備職を中心に人材不足が深刻であり、そういった方たちに選んでいただける業界を作らなければならない。これらのことに加え、他産業との格差及び広島より高い近隣の金額を念頭において、合理的かつ全会一致での結審を考えている。提示金額は前回の47円から変更するだけの環境変化はないと考える。」と金額提示があった。 使用者代表委員は、「我々が一貫して言い続けているのは、経済指標に基づく根拠を持った審議を行うということで、現在の提示額42円アップも、昨年比4.2%増で、十分に経済指標を上回っていることから、前回どおり42円を提示する。」と金額提示があった。 その後、公益代表委員が、労使各代表委員と個別に協議を重ねた結果、現行の特定最低賃金額993円を45円引き上げて1,038円とする公益案が提示され、採決の結果、全会一致での結審となった。 12月23日に開催予定の第558回本審で部会長報告を行うことが了承された。 その後、労働者代表委員から「現在の業界の課題は政策だけでなく、賃金といったところにも大きく影響されるものだと考える。そういった意味では、公労使三者で議論を行った上で最低賃金を決定していく場は有意義なものであると考える。来年以降もこのような場を設けさせていただきたい。」との発言があった。			

使用者代表委員から「国内の賃金環境は、我々の予想がつかないスピード感で変化している。どの産業が、というより全体で考えるべきではという意識を持っている。」との発言があった。

2 その他

今後の審議会の開催予定。

第 558 回本審 12 月 23 日（月）午後 2 時～

（異議申出があった場合）

第 559 回本審 1 月 8 日（水）

(写)

令和6年12月17日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県建設用・建築用金属製品、

その他の金属製品製造業最低賃金専門部会

部会長 村 上 恵 子

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業
最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

村 上 恵 子

部会長代理

岡 田 行 正

森 亮 人

労働者代表委員

伊 丹 英 二

高 本 利 幸

林 秀 彦

使用者代表委員

隈 元 泰 治

中 野 博 之

濱 崎 正 弘

広島県建設用・建築用金属製品、その他の金属製品製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）、その他の金属製品製造業、これらの産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粹持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が建設用・建築用金属製品製造業（製缶板金業を含む）又はその他の金属製品製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

（１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者

（２） 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの

（３） 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳ばり取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 5 2 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

(写)

令和6年11月5日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業
最低賃金専門部会

部会長 村上 恵子

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の
改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

部会長代理

村上 恵子

三井 正信

森 亮人

労働者代表委員

阿久根 孝

佐崎 吉宏

前田 隆司

使用者代表委員

出町 哲也

中野 博之

中本 裕人

広島県船舶製造・修理業，船用機関製造業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で船舶製造・修理業，船用機関製造業、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が船舶製造・修理業，船用機関製造業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

(1) 18歳未満又は65歳以上の者

(2) 雇入れ後6月未満の者であつて、技能習得中のもの

(3) 次に掲げる業務に主として従事する者

イ 清掃又は片付けの業務

ロ 卓上において手工具又は小型電動工具を用いて行う巻線、はんだ付け、かえり取り、鋳取り又はかしめの業務

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1時間1,080円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり

(写)

令和6年11月22日

広島地方最低賃金審議会

会長 岡田 行 正 殿

広島地方最低賃金審議会

広島県自動車小売業最低賃金専門部会

部会長 三 井 正 信

広島県自動車小売業最低賃金の改正決定に関する報告書

当専門部会は、令和6年8月21日、広島地方最低賃金審議会において付託された広島県自動車小売業最低賃金の改正決定について、慎重に審議を重ねた結果、別紙のと通りの結論に達したので報告する。

なお、本件の審議に当たった専門部会の委員は下記のとおりである。

記

公益代表委員

部会長

三 井 正 信

部会長代理

車 元 晋

村 上 恵 子

労働者代表委員

荒 城 啓 太

内 田 将 平

戸 村 伸 一 郎

使用者代表委員

池 久 保 典 也

沖 田 賢 吾

巢 守 佳 之

広島県自動車小売業最低賃金を次のとおり決定すること。

1 適用する地域

広島県の区域

2 適用する使用者

前号の地域内で自動車小売業（二輪自動車小売業（原動機付自転車を含む）を除く。以下同じ。）、当該産業において管理，補助的経済活動を行う事業所又は純粋持株会社（管理する全子会社を通じての主要な経済活動が自動車小売業に分類されるものに限る。）を営む使用者

3 適用する労働者

前号の使用者に使用される労働者。ただし、次に掲げる者を除く。

- （１） 18 歳未満又は 65 歳以上の者
- （２） 雇入れ後 6 月未満の者であつて、技能習得中のもの
- （３） 清掃又は片付けの業務に主として従事する者

4 前号の労働者に係る最低賃金額

1 時間 1, 0 3 8 円

5 この最低賃金において賃金に算入しないもの

精皆勤手当、通勤手当及び家族手当

6 効力発生の日

法定どおり